

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○個人府民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (税務課)	345
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	346
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開 ( )	347
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( )	348
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ( )	349
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ( )	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の再開 (地域福祉推進課)	350
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 ( )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 ( )	351
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止 ( )	〃
○落札者の決定 (医療課)	〃
○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所)	352
○公共測量の終了 (用地課)	〃

## 公 告

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	353

## 公 安 委 員 会

○落札者の決定	〃
---------	---

## 告 示

### 京都府告示第250号

京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)第29条の2第2項の規定により、次の者に対する寄附金を寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

寄附金を受ける者の名称及び所在地	寄附金を受ける者が府内に有する事務所の所在地	寄附金の目的及び用途	指定の有効期間
独立行政法人 国立病院機構 東京都目黒区 東が丘二丁目 5の21	京都市伏見区 深草向畑町1 の1  京都市右京区 鳴滝音戸山町 8	当該法人の主たる目的である業務に充てるための費用	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

舞鶴市字行永 2410		
城陽市中芦原 11		



京都府告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
松木医院	福知山市和久市町294	松木 智宏	令 6. 4. 1
中津デンタルクリニック	宇治市小倉町西浦88の29 今井ビル1F	中津 敬太	〃
医療法人聖医会中村歯科医院	〃 宇治壱番17の1	医療法人聖医会	〃
そらの木薬局	〃 大久保町久保12 ルーミネスガーデン1F 北側	株式会社LDP	〃
よこえ内科循環器・美容形成外科クリニック	長岡京市開田2丁目12の 15 ノブレスビル3F	横江 洋之	6. 5. 1
杉山内科クリニック	〃 今里西ノ口7の 1	杉山 幸生	6. 4. 1
医療法人さわい内科医院	京田辺市花住坂1丁目65 の13	医療法人さわい内科医院	〃
アイセイ薬局花住坂店	〃 〃 〃 65 の14	株式会社アイセイ薬局	〃



京都府告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年 月 日
新 医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43 の1	新 医療法人せいふう会	令 6. 4. 1
旧 医療法人晴風園宇治リハビリテーション病院		旧 医療法人晴風園	
新 医療法人せいふう会訪問看護ステーションゆりかご	〃	新 医療法人せいふう会	〃
旧 医療法人晴風園訪問看護ステーションゆりかご		旧 医療法人晴風園	
新 医療法人かめおか矯正歯科	亀岡市古世町西内坪32の 1	新 医療法人かめおか矯正歯科	6. 3. 15
旧 医療法人育歯会ナカムラ矯正歯科・小児歯科		旧 医療法人育歯会	
新 医療法人恵方会長井小児科医院	木津川市木津殿城66の6	新 医療法人恵方会	6. 3. 25
旧 医療法人社団長井小児科医院		旧 医療法人社団長井小児科医院	
新 相楽広域行政組合相楽休日応急診療所	〃 〃 上戸15	新 相楽広域行政組合	5. 4. 1
旧 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所		旧 相楽郡広域事務組合	



京都府告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年 月 日
松木医院	福知山市和久市町295 フルフラットビル1F	松木 英行	令 6. 3. 31
日本調剤舞鶴薬局	舞鶴市浜1035	日本調剤株式会社	6. 2. 29

米谷医院口上林診療所	綾部市十倉名畑町欠戸18の6	米谷 博夫	6. 4. 1
米谷外科整形外科	田町13	〃	〃
神田歯科医院	宇治市宇治宇文字2の45	神田 豊	6. 3. 31
医療法人聖医会中村歯科医院	〃 〃 壱番19の1	医療法人聖医会	〃
池田亨歯科医院	〃 小倉町西浦88の29 今井ビル1F	池田 亨	〃
あおい薬局大久保店	〃 大久保町久保12 ルーミネスガーデン1F	株式会社京都トラストメディカ	〃
日置診療所	宮津市宇日置1238の4	石井 靖隆	〃
阿部耳鼻咽喉科医院	亀岡市追分町馬場通9の9 ヤマグチSSビル3F	阿部 登	〃
すずき内科クリニック	長岡京市今里西ノ口7の1	鈴木 元	〃
訪問看護ステーションビブレ長岡京	〃 神足北川原1の8	株式会社BeBrave	6. 2. 29
医療法人社団沢井内科医院	京田辺市花住坂3丁目2の4	医療法人さわい内科医院	6. 3. 31
アイセイ薬局花住坂店	〃 〃 3の11の1	株式会社アイセイ薬局	〃

向井歯科医院伊根町分院	与謝郡伊根町字本庄上1019の1	向井 健朗	6. 3. 31
特別養護老人ホーム与謝の園診療所	〃 与謝野町字明石80	社会福祉法人北星会	〃

京都府告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	再開年月日
医療法人才田小児科医院	宇治市寺山台1丁目9の2	医療法人才田小児科医院	令 6. 4. 1

京都府告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
江口 知明	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	えぐち薬局	福知山市篠尾930の4	令 6. 4. 15

京都府告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者		サービスの種類	事業所の名称		所在地	変更年月日	
新	医療法人せいふう会	訪問看護・介護予防訪問看護	新	医療法人せいふう会訪問看護ステーションゆりかご	宇治市大久保町井ノ尻43の1	令 6. 4. 1	
旧	医療法人晴風園		旧	医療法人晴風園訪問看護ステーションゆりかご			
新	医療法人せいふう会	訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	新	医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院	"	"	
旧	医療法人晴風園		旧	医療法人晴風園宇治リハビリテーション病院			
株式会社D. S. T		訪問介護・訪問型サービス(独自) ・訪問型サービス(独自/定率)	訪問介護事業所らせな		新	京田辺市草内大切47 ジュネストヌール203号室	6. 1. 15
					旧	" " 南垣内6	



京都府告示第257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
岡田 強	まごころ鍼灸マッサージ院 烏丸五条院	京都市下京区北町181 第五キョートビル3F	令 6. 4. 10
南 政伸	リライフマッサージ治療院	" 伏見区深草西浦町 6の74 Def t深草1 F	6. 3. 25
姫野 宏	姫野 宏	京田辺市草内宮ノ後28の 3 ウッディオアシスI 203	6. 5. 10
近藤 龍市	山手接骨院	神戸市灘区森後町3の2 の3 森後ハイツ1F	6. 4. 16



京都府告示第258号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
佐々木 歩波	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の 3 クレスビル1F	令 6. 3. 20



京都府告示第259号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
松木医院	福知山市和久市町294	松木 智宏	令 6. 4. 1
中津デンタルクリニック	宇治市小倉町西浦88の29 今井ビル1F	中津 敬太	"
医療法人聖医会中村歯科医院	" 宇治壱番17の1	医療法人聖医会	"
そらの木薬局	" 大久保町久保12 ルーミネスガーデン1F 北側	株式会社LDP	"

よこえ内科循環器・美容形成外科クリニック	長岡京市開田2丁目12の15 ノブレスビル3F	横江 洋之	6. 5. 1
杉山内科クリニック	今里西ノ口7の1	杉山 幸生	6. 4. 1
医療法人さわい内科医院	京田辺市花住坂1丁目65の13	医療法人さわい内科医院	〃
アイセイ薬局花住坂店	〃 〃 〃 65の14	株式会社アイセイ薬局	〃



京都府告示第260号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	新 医療法人せいふう会	令 6. 4. 1
旧 医療法人晴風園宇治リハビリテーション病院		旧 医療法人晴風園	
新 医療法人せいふう会訪問看護ステーションゆりかご	〃	新 医療法人せいふう会	〃
旧 医療法人晴風園訪問看護ステーションゆりかご		旧 医療法人晴風園	
新 医療法人かめおか矯正歯科	亀岡市古世町西内坪32の1	新 医療法人かめおか矯正歯科	6. 3. 15
旧 医療法人育歯会ナカムラ矯正歯科・小児歯科		旧 医療法人育歯会	
新 医療法人恵方会長井小児科医院	木津川市木津殿城66の6	新 医療法人恵方会	6. 3. 25
旧 医療法人社団長井小児科医院		旧 医療法人社団長井小児科医院	

新 相楽広域行政組合相楽休日応急診療所	木津川市木津上戸15	新 相楽広域行政組合	5. 4. 1
旧 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所		旧 相楽郡広域事務組合	



京都府告示第261号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
松木医院	福知山市和久市町295 フルフラットビル1F	松木 英行	令 6. 3. 31
日本調剤舞鶴薬局	舞鶴市浜1035	日本調剤株式会社	6. 2. 29
米谷医院口上林診療所	綾部市十倉名畑町欠戸18の6	米谷 博夫	6. 4. 1
米谷外科整形外科	〃 田町13	〃	〃
神田歯科医院	宇治市宇治宇文字2の45	神田 豊	6. 3. 31
医療法人聖医会中村歯科医院	〃 〃 壱番19の1	医療法人聖医会	〃
池田亨歯科医院	〃 小倉町西浦88の29 今井ビル1F	池田 亨	〃
あおい薬局大久保店	〃 大久保町久保12 ルーミネスガーデン1F	株式会社京都トラストメディカ	〃
日置診療所	宮津市宇日置1238の4	石井 靖隆	〃
阿部耳鼻咽喉科医院	亀岡市追分町馬場通9の9 ヤマグチSSビル3F	阿部 登	〃
すずき内科クリニック	長岡京市今里西ノ口7の1	鈴木 元	〃
訪問看護ステーションビブレ長岡京	〃 神足北川原1の8	株式会社BeBrave	6. 2. 29
医療法人社団沢井内科医院	京田辺市花住坂3丁目2の4	医療法人さわい内科医院	6. 3. 31
アイセイ薬局花住坂店	〃 〃 3の11の1	株式会社アイセイ薬局	〃

向井歯科医院 伊根町分院	与謝郡伊根町字本庄上 1019の1	向井 健朗	6. 3. 31
特別養護老人 ホーム与謝の 園診療所	与謝野町字明石80	社会福祉法 人北星会	〃

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	再 開 年 月 日
医療法人才田 小児科医院	宇治市寺山台1丁目9の 2	医療法人才 田小児科医 院	令 6. 4. 1

京都府告示第262号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

京都府告示第263号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申 請 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
江口 知明	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	えぐち薬局	福知山市篠尾930の4	令 6. 4. 15

京都府告示第264号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 医療法人せいふう会	訪問看護・介護予 防訪問看護	新 医療法人せいふう会訪問看護ステー ションゆりかご	宇治市大久保町井ノ尻43の1	令 6. 4. 1
旧 医療法人晴風園		旧 医療法人晴風園訪問看護ステーシ ョンゆりかご		



新	医療法人せいふう会	訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	新	医療法人せいふう会宇治リハビリテーション病院	宇治市大久保町井ノ尻43の1	6. 4. 1
旧	医療法人晴風園	訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	旧	医療法人晴風園宇治リハビリテーション病院		
株式会社D. S. T		訪問介護・訪問型サービス(独自) ・訪問型サービス(独自/定率)	訪問介護事業所らせな	新	京田辺市草内大切47 ジュネ スドヌール203号室	6. 1. 15
				旧	〃 〃 南垣内6	



京都府告示第265号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
岡田 強	まごころ鍼灸マッサージ院 烏丸五条院	京都市下京区北町181 第五キョートビル3F	令 6. 4. 10
南 政伸	リライフマッサージ治療院	〃 伏見区深草西浦町6の74 Deft深草1F	6. 3. 25
姫野 宏	姫野 宏	京田辺市草内宮ノ後28の3 ウッディオアシスI 203	6. 5. 10
近藤 龍市	山手接骨院	神戸市灘区森後町3の2の3 森後ハイツ1F	6. 4. 16



京都府告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
佐々木 歩波	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1F	令 6. 3. 20



京都府告示第267号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 委託業務の名称及び数量  
京都府立洛南病院清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府立洛南病院事務部会計課  
宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
- 落札決定日  
令和6年5月13日
- 落札者の名称及び所在地  
エクレ株式会社  
東京都中野区東中野三丁目13番19号
- 落札金額  
78,540,000円
- 契約の方法  
一般競争入札
- 入札公告日  
令和6年4月2日



京都府告示第268号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和 6 年 5 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所  
京都市左京区静市静原町930、931の1、935（次の図に示す部分に限る。）、938の1、938の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都府林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第269号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和6年京都府告示第13号）が令和6年3月29日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長から通知があった。

令和 6 年 5 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市並びに乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、相楽郡笠置町、和束町及び精華町の一部

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 6 年 5 月 28 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社丹羽由碎石  
代表取締役 丹羽 澄吉  
名古屋市北区上飯田南町三丁目90番地の5
- 2 林地開発行為の目的  
土石の採掘（採石）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
宇治市西笠取赤坂39番ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
142.9ヘクタール
- 5 期間
  - (1) 林地開発行為を行う期間  
令和6年10月14日から令和9年10月13日まで
  - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和57年9月18日から令和36年10月13日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	宇治市西笠取及び二尾地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	周辺道路の汚れを確認した場合は、散水車等により清掃を行う。 場内の車両出入口付近にタイヤ洗浄施設を設置し、土砂の持出しを防止する。
粉じんの発生	〃	破碎機及びふるいは、建屋で覆い、粉じんの拡散を抑制する。 粉じんの発生のおそれのあるときは、散水車により、場内の広場及び道路に散水を行う。 開発区域の周辺に残



		置森林を配置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
発破作業に伴う飛石	宇治市西笠取及び二尾地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場外への飛石を防止するため、発破は、適正な装薬を遵守するとともに、十分な保安距離を確保する。
濁水の発生	〃	雨水及び場内の排水は、場内水路を経由させ、流末の沈砂池に導水し、泥分を沈下させた後、場外に排水する。
交通量の増加	宇治市二尾地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	府道3号大津南郷宇治線への出入りにおいて、車両の通行の安全に注意するよう、指導を徹底する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治市産業観光部農林茶業課  
宇治市宇治琵琶33番地
- (4) 株式会社丹羽由碎石大津事業所  
大津市石山内畑町蜷郷429番地

9 縦覧期間

令和6年5月28日(火)から令和6年6月27日(木)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
令和6年5月28日(火)から令和6年6月27日(木)まで
- (2) 提出先  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年5月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市三山木南山2の1、2の3、2の6、三山木口駒ヶ谷10の3、10の4の一部、10の5の一部、10の8、市有地

(関連区域)

京田辺市三山木口駒ヶ谷10の4の一部、10の5の一部、10の6の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

寝屋川市黒原旭町6の1の204

株式会社ライズトラステート

公 安 委 員 会

京都府警察本部告示第58号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年5月28日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
路側式道路標識 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社建巧社  
京都市右京区太秦西蜂ヶ岡町4
- 5 購入予定数量及び契約金額

区 分	予定数量	契約金額(税込)
主標識板	1,804枚	36,642,650円
補助標識板	801枚	4,783,350円
支柱板等	1,349本(組)	18,658,200円
移設等	3,000箇所(枚)	3,712,500円
塗装	2㎡	3,300円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月9日